

GYOSEI NO MADDO

水産庁施策情報誌 漁政の窓 2019.6 vol.165

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1合同庁舎1号館 代表 03-3502-8111 (内線6505) URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>



宮城県水産高校 増殖研究部の皆様

1

水産庁施策情報誌漁政の窓

CONTENTS

平成 30 年度水産白書	2
編集後記	8

漁政部 企画課

平成 30 年度水産白書

漁政部 企画課

5月31日、「平成30年度水産白書」が閣議決定されました。

今年の水産白書のうち、水産業の動向を報告するいわゆる「動向編」は、水産政策の改革を取り上げた「第1章」、ひとつの重要なテーマを選んで掘り下げた分析を行う「第2章（特集）」と、それ以外の我が国の水産業をめぐる最新状況を記述する「第3章（一般動向）」から構成されています。ここでは、それぞれの概要を簡単に紹介します。

なお、水産白書では、我が国の水産についての理解を深めていただけるよう、ここでご紹介する以外にも様々な図表やコラム、事例を交えた記述を行っています。下記の水産庁ホームページに全文を掲載しておりますので、是非ともご覧ください。

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/index.html>

第1章 水産政策の改革について

日本の漁業生産量は30年間で約3分の1に減少し、漁業を担う漁業就業者は高齢化が進むとともに、減少しています。また、海洋環境の変化や日本周辺水域での外国漁船の活発な操業など漁業を取り巻く環境変化のリスクも大きくなっています。

一方で、生産現場においては、漁業者の所得向上や浜のにぎわいの継続のための動きも生まれています。このような状況下で、将来を見据えたときに、日本の水産業が変化に対応して発展できる仕組みに変えていくことは待ったなしの状況にあると考えられます。

こうした背景を踏まえ、平成29（2017）年の水産基本計画では、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しも含め、引き続き検討することが明記されました。

平成30（2018）年6月に水産政策の改革の具体的な内容を定めた「水産政策の改革について」が取りまとめられ、このうち、資源管理措置、漁業権など漁業生産に関する基本的制度及び漁業協同組合等に関する制度について必要な法整備が行われ、同年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。

第2章 特集 「水産業に関する人材育成～人材育成を通じた水産業の発展に向けて～」

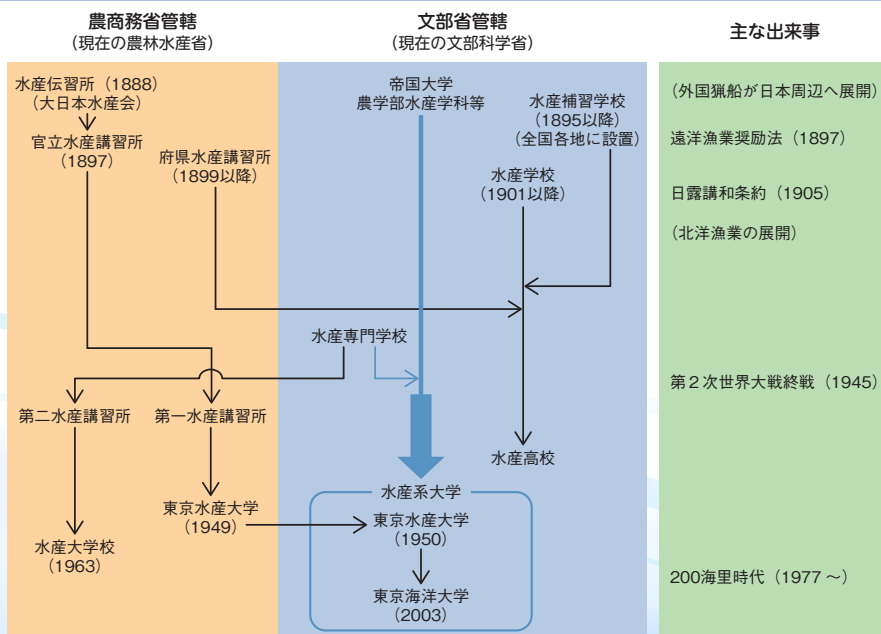
明治期以降、我が国は、水産業分野で活躍する人材を学校などの教育現場で育成してきましたが、資源の変動による漁獲量の減少や漁業就業者数の減少など、我が国の水産業は厳しい状況に直面し、水産業における人材育成は漁船の乗組員の養成だけでなく、加工流通、環境、情報通信技術など幅広い分野での対応が求められています。今回の特集では、水産業に関する人材育成の変遷を振り返るとともに、学校における水産教育や漁業者による新規就業者の育成、漁業者の技術の伝承などがどのように行われているのかを分析することによって、人材育成を通じた水産業の持続的発展のための水産施策の方向性について考察しました。以下、概要をご紹介します。

1 水産教育による人材育成

① 近代以降の水産教育の変遷

水産教育は、大日本水産会が明治21（1888）年に設立した水産伝習所が本格的なスタートと言われています。明治時代において、地方水産業改良に必要な漁業・製造・養殖技術の習得を目的とした水産教育が全国各地で展開され、我が国における水産教育の礎が築かれていきました。また、

水産教育にかかる学校等の変遷



外国漁船に対抗するため、遠洋漁業の知識と技能を習得した人材の養成も進められました。第2次世界大戦後には、水産教育は水産高校が中心となり、特に遠洋漁業の中堅技術者の育成に力が注がれました。しかし、オイルショックや各国の排他的経済水域設定による遠洋漁業縮小により水産高校入学希望者も減少しました。平成に入り、水産高校は従来の専門技術教育に加え、生徒の主体性や探求能力を高める授業も実施するようになりました。

② 小・中学校における水産業や水産物に関する学習

小学校学習指導要領の「社会」において水産業に関する記述が、また、「家庭」において、「和食の基本となるだしの役割」についての記述があります。中学校学習指導要領の「社会」においては、日本の地域的特色等について学習する際に取り上げる項目として「産業」に関する記述があります。さらに、全国各地の小・中学校の実際の授業では、これに留まらず、例えば、総合的な学習の時間や学校行事、あるいは、社会教育施設の学校教育との連携などにより、様々な機会に「水産」に触れる機会があります。

③ 水産高校における水産教育

平成30（2018）年度末現在で、水産高校は46校を数え、このうち専攻科を設置している高校は22校となっています。また、5トン以上の実習船を用いた学習を行っている高校は43校で実習船は62隻（うち総トン数100トン以上の実習船は36校で29隻）となっています。

平成30（2018）年度の生徒数は9,831人で減少傾向にありますが、全国の高校生に占める割合は0.3%となっており、横ばい傾向にあります。平成29（2017）年度卒業生の進路状況をみると、進学者は35%、水産・海洋関連産業への就職者38%となっており、平成19（2007）年度と比較すると水産・海洋関連産業への就職者は14%増加しています。また、専攻科修了生の就職状況は、漁船が8%、商船が56%となっており、平成19（2007）年度と比較すると漁船が2%、商船が16%増加しています。

水産高校では、平成に入り、従来の専門技術教育に加え、生徒の主体性や探求能力を高めることを目的とした「課題研究」や「総合学習」の科目に力を入れるようになってきています。これらの科目の実施においては、地方自治体や漁業協同組合等との連携が多いため、活動がその地域にも貢献しています。



フィッシュガールの活動

（写真提供：愛媛県立宇和島水産高校）

④ 大学における水産教育

文部科学省が管轄する水産学部や水産学科などを有する主な大学及び農林水産省が管轄する国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産大学校は、全国水産・海洋科学部等協議会の会員校（19校）となっています（以下これらを「水産系大学」といいます）。水産系大学は特に研究開発や水産業の中核を担える人材の育成に力を入れています。水産庁が水産系大学に対して実施したアンケートによると、平成29（2017）年度の就職内定者の就職先は水産関連分野が34%、その中では、加工流通分野が54%と分野別では一番多くなっています。

各水産系大学においては、それぞれの特色を生かした独自のカリキュラムが組まれています。

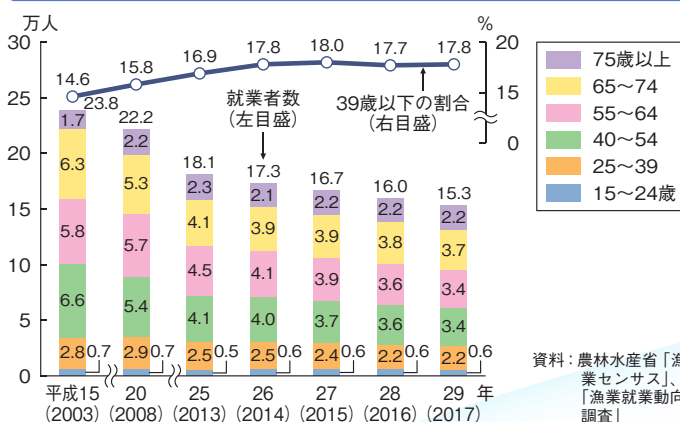
2 若手漁業者等の育成

① 漁業就業者をめぐる動向

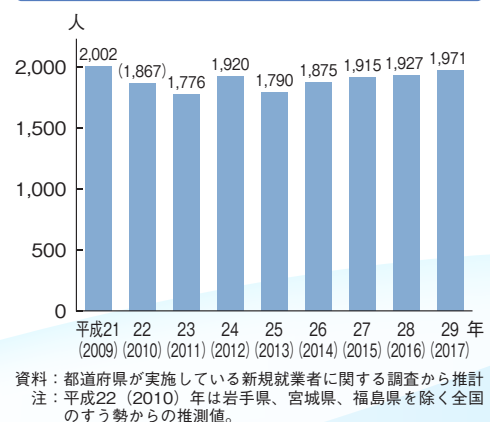
漁業就業者数は一貫して減少傾向にあり、平成29（2017）年には前年から4%減少して15万3,490人となりました。漁業就業者の総数が減少する中で、平成21（2009）年以降全国の新規漁業就業者数はおおむね2千人程度で推移しています。新規漁業就業者は40歳未満が7割を占めていることもあり、就業者全体に占める39歳以下の漁業就業者の割合は、近年、横ばい傾向にあります。

20トン以上の船舶で漁業を営む場合（主に沖合・遠洋漁業）は、漁船の航行の安全性を確保するため、それぞれの漁船の総トン数等に応じて、船長、機関長、通信長等として乗り組むために必要な海技資格の種別や人数が定められています。

漁業就業者数の推移



新規漁業就業者数の推移



海技免許を取得するためには国土交通大臣が行う海技士国家試験に合格する必要がありますが、航海期間が長期にわたる遠洋漁業においては、乗組員がより上級の海技免許を取得する機会を得にくいという実態があり、漁業における海技士の高齢化と不足が深刻化しています。

海技士の確保と育成は我が国の沖合・遠洋漁業の喫緊の課題であり、必要の人材を確保できず、操業を見合わせるようなことがないよう、関係団体等では、漁業就業相談会や水産高校等への積極的な働きかけを通じて乗組員を募るほか、国では、平成30（2018）年度より、水産高校卒業生を対象とした新たな四級海技士養成のための履修コースを設置する取組について支援を行っています。

② 新規漁業就業者や若手漁業者等の育成

漁業への就業を目指す若者に、より実践的な漁業技術や知識を教育し、即戦力となる漁業就業者を育成する漁業学校が、現在、全国 17 か所に設立され、今後も増加していく見込みです。また、漁業学校の学生が技術習得に専念できるよう国や地方自治体も支援を行っています。

漁業人材育成総合支援事業

漁業者等の安定的な確保と育成を図るため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、就業・定着促進のための漁業現場での長期研修、海技免状等の資格取得及び漁業者の経営能力の向上等を支援。

就業準備

漁業就業促進情報提供

- ・座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催。
- ・漁業就業相談会を開催し、就業希望者と受入を希望する漁業者をマッチング。



次世代人材投資（準備型）

- ・漁業への就業に向け漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を交付。
150万円／年、最長2年間



海技士資格取得支援

- ・民間団体等が行う水産高校卒業生を対象とした海技士資格取得のための履修コース設置に要する費用を支援。

就業・定着

長期研修支援

- ・漁業現場での研修を行う指導者に対し研修経費を支援。



雇用型		独立型
（雇用型）	（幹部養成型）	
漁業経営体に雇用される研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	沖合・遠洋漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者（主に法人）に、研修経費を助成。	将来、独立・自営を目指す研修生の指導者（主に個人）に、研修経費を助成。
最大14.1万円／月 最長1年間	最大18.8万円／月 最長2年間	最大28.2万円／月 最長3年間

経営・技術向上支援

- ・若手漁業者の収益力向上のため、経営管理の知識や、熟練漁業者の持つ技術やノウハウの習得を支援。

新たに就業した漁業者が定着するためには、漁業に就業してから経営や技術の向上を図っていくことが重要です。将来の水産産業を担っていく若手の漁業者を育成するため、各地域ではいろいろな取組が実施されています。

3 将来求められる人材の育成

① 今後の水産教育の方向性

かつて遠洋漁業の技術者の育成が中心だった水産高校は、現在では食品安全や環境に関する教育やグローバル感覚を身に付ける教育等幅広い教育を行っています。今後も、時代の流れに応じた教育を行っていくことが重要です。

水産系大学では、大学入学後の早期に幅広く水産産業に触れる機会を設け、将来像を描きやすくさせる工夫が必要です。また、地元との連携を強め、地元の水産産業への貢献を念頭に置いた研究開発や人材育成の取組の推進により、地元の水産産業の維持・発展にもつながることが期待されます。さらに、ICT等の工学やマーケティング等の商学など幅広い教育分野と連携していく必要があります。

② 流通加工分野の人材育成

水産系大学卒業後の水産関連分野の就職先は、加工流通分野が最も多くなっていますが、水産ビジネスに関連してスキルを学ぶ機会の水産系大学では多くないため、関係する会社と連携したインターンシップや実務につながる分野の教育の機会などを充実させ、産業現場で有用な人材育成を進める必要があります。

③ 水産業における女性の地位向上と活躍

水揚げ後の陸上作業や水産加工業では女性が重要な役割を果たしています。国は子供待機室や調理実習室等、女性の活動を支援する施設の整備を支援しています。また、女性が働きやすい漁業・水産業の現場改革や魅力向上を後押しする「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」が平成30（2018）年11月に設立されました。

④ 外国人労働をめぐる動向

平成30（2018）年12月に、新たに一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人の受入れを可能とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立しました。これを受け、漁業分野及び水産加工業においても、平成31（2019）年4月以降、一定の基準を満たした外国人の受入れが始まることとなりました。今後はこのような外国人と共生していくための環境整備が重要であり、国においても必要な支援を行うこととしています。

人材育成を通じた開発途上地域等への技術等の移転による国際協力の推進を目的とした外国人技能実習制度は、水産業においては、漁業・養殖業における9種の作業及び水産加工業における8種の作業について技能実習が実施されています。国は、漁業技能実習事業協議会を設立し、技能実習生の待遇を定め、その保護を図る仕組みを設けるなど、漁業・養殖業における技能実習の適正化に努めています。

第3章 平成29年度以降の我が国水産の動向

第3章では、我が国の漁業の様々な側面について、最新状況を記述しています。ここでは、主なデータ等を簡単にご紹介します。

1 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

① 我が国周辺の水産資源の状況

平成30（2018）年度の我が国周辺水域の資源評価結果（50魚種84系群）では、高位が14系群、中位が29系群、低位が41系群となり

ました。このうち主要魚種（15魚種37系群）では、近年、6～7割が中位又は高位にあります。

② 実効ある資源管理のための取組

近年では、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあります。これに対し、漁業監督官等が海上保安官及び警察官とともに取締任務に当たるとともに、漁業者も漁場の監視、通報等の密漁防止活動や流通対策を実施しています。

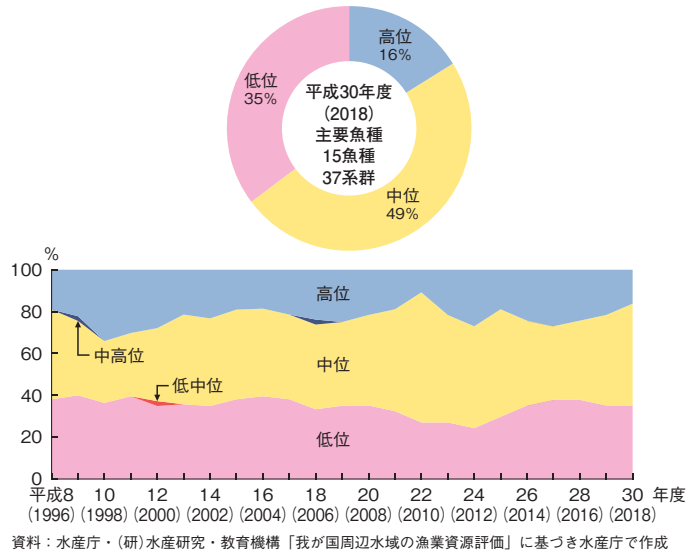
以上のような背景を踏まえ、新漁業法では、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物を採捕する者への罰則を新設するなど、大幅な罰則強化が図られました。

さらに、我が国周辺水域における外国漁船の違法操業の悪質化・巧妙化・広域化が進むなどの状況の変化に対処するため、平成30（2018）年1月、水産庁長官を本部長とする水産庁「漁業取締本部」を設置するとともに、平成29（2017）年度から、7隻である水産庁所属の取締船の増隻を開始し、令和3（2021）年度に9隻とするなど、漁業取締体制を一層強化しているところです。

③ 漁場環境をめぐる動き

藻場・干潟の保全や機能の回復に向け、地方公共団体による藻場・干潟の造成、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった広域的な対策を推進しています。また、世界的に注目を集めているプラスチックごみの問題に対し、水産庁では、漁業・養殖業におけるプラスチック使用量削減方策の検討や環境に配慮した素材を用いた養殖用資材の導入に向けた実証試験を行うとともに、浮遊するマイクロプラスチックを摂食した水産生物の生態的情報の調査等を行っています。

我が国周辺の資源水準の状況と推移（主要魚種）

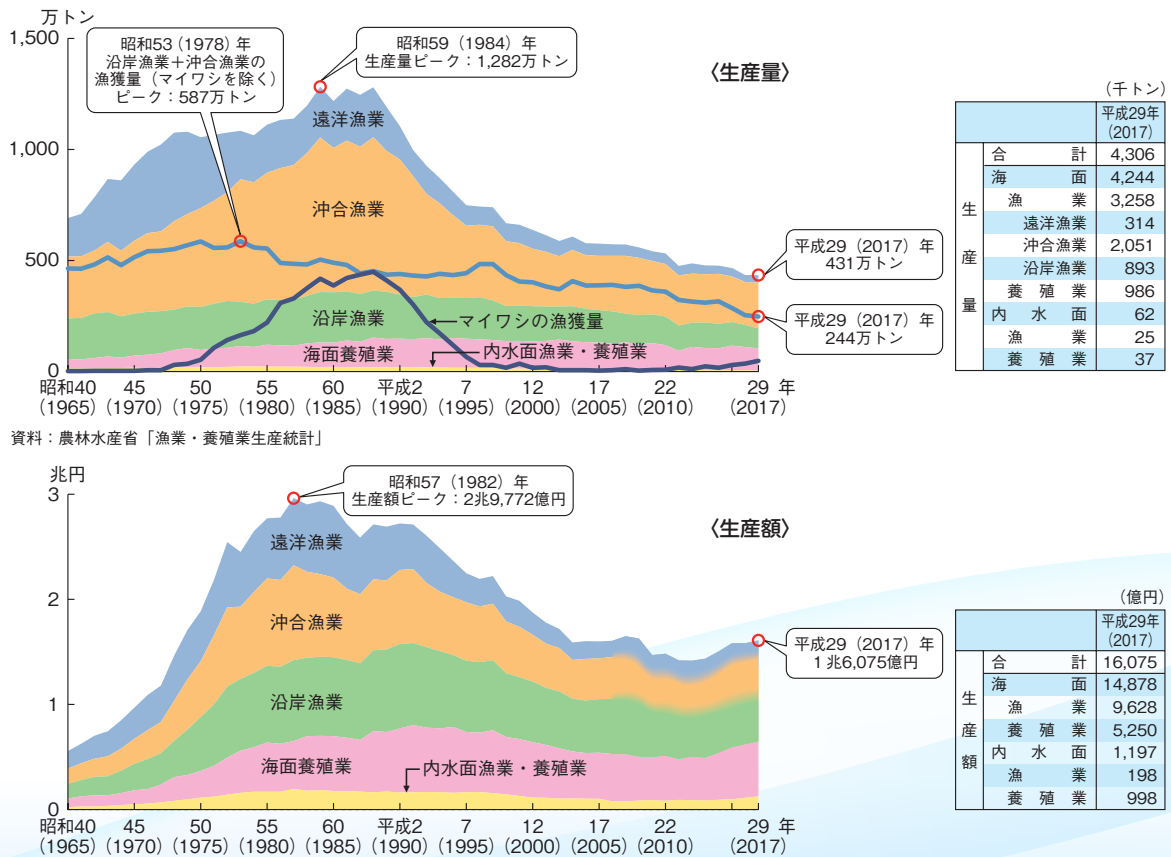


2 我が国の水産業をめぐる動き

① 漁業・養殖業の国内生産の動向

平成29（2017）年の漁業・養殖業生産量は、前年から5万トン（1%）減少して431万トンとなりました。一方、漁業・養殖業生産額は、前年から219億円（1%）増加し、1兆6,075億円となりました。

漁業・養殖業の国内生産量・額の推移



資料：農林水産省「漁業生産額」に基づき水産庁で作成
 注：1）平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産額の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値。
 2）漁業生産額は、漁業生産額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
 3）海面漁業の部門別生産額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止。

② 漁業経営の動向

平成 29 (2017) 年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、漁労収入の減少等により前年から 16 万円減少して 219 万円となりました。漁船漁業を営む会社経営体では、漁労利益の赤字が続いているものの、赤字幅は減少しました。海面養殖業を営む個人経営体では平均漁労所得の変動が大きく、平成 29 (2017) 年は前年より増加しました。

④ 水産加工業の動向

水産食用加工品の生産量は、平成 29 (2017) 年には、前年から 6 万トン減少して 157 万トンとなりました。我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の 6 割は加工品として供給されており、水産加工業は、我が国の水産物市場における大口需要者として、水産物の価格の安定に大きな役割を果たしています。しかしながら、近年では、漁獲量の減少や、地域で水揚げされる漁獲物のサイズや魚種構成の変化等により、必要な量やサイズの加工原料の確保が困難となる事例が生じています。さらに、地方を中心として人口減少と高齢化が進む中、技能を有する従業員の確保も水産加工業の重要な課題となっています。

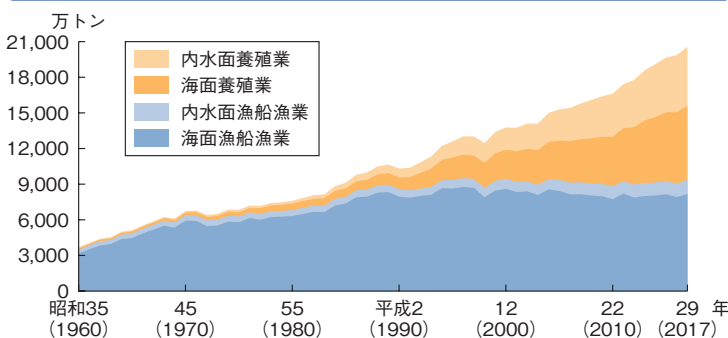
3 水産業をめぐる国際情勢

① 世界の漁業・養殖業と水産物消費

世界の漁業・養殖業の生産量は増加し続けており、平成 29 (2017) 年には前年から 3% 増加して 2 億 559 万トンとなりました。このうち漁船漁業生産量は、1980 年代後半以降は横ばい傾向となっている一方、養殖業生産量は急激に伸びています。

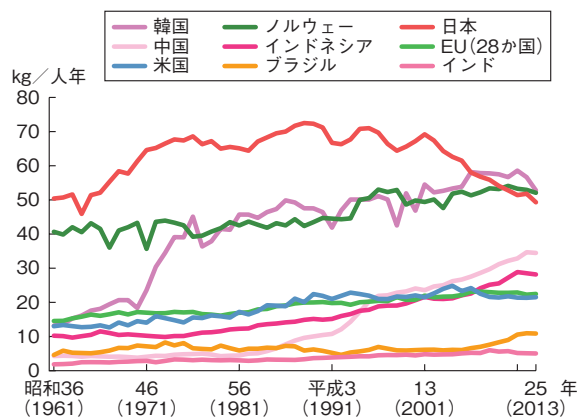
また、世界の 1 人当たり食用魚介類消費量は過去 50 年間で約 2 倍に増加しており、食品流通の国際化、たんぱく質を多く含む食品を中心とした食生活への移行により、特にアジアやオセアニア地域で顕著な増加を示しています。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat」、農林水産省「漁業・養殖業生産統計」に基づき水産庁で作成

主要国・地域の 1 人 1 年当たり食用魚介類消費量の推移（粗食料ベース）



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外の国) 及び農林水産省「食糧需給表」(日本)

② 水産物貿易をめぐる国際情勢

TPP は平成 28 (2016) 年 2 月に参加 12 国が協定への署名を行いました。平成 29 (2017) 年 1 月の米国による TPP の離脱表明を受け、米国を除く 11 国で TPP11 協定として早期発効を目指すこととなりました。同年 11 月に TPP11 協定の大筋合意が確認され、平成 30 (2018) 3 月に署名されました。同年 10 月 31 日までに、我が国を含む 6 国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報したことから、同年 12 月 30 日に発効しました。

日 EU・EPA は、平成 25 (2013) 年 4 月に交渉が始まり、物品にかかる関税の削減・撤廃だけでなく、サービス貿易、投資自由化、知的財産権等の分野を対象に 4 年以上の交渉期間を経て平成 29 (2017) 年 7 月に大枠合意に至り、平成 30 (2018) 年 7 月 17 日に署名されました。日 EU 双方の国内手続を経て、平成 31 (2019) 年 2 月 1 日に日 EU・EPA が発効しました。

③ 多国間の漁業関係

中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) では、平成 30 (2018) 年 12 月の年次会合で、太平洋クロマグロに関し、その年の漁獲上限に達しなかった分について、漁獲上限の 5% までを上限として、翌年に繰り越せる規定（「繰越し」）が採択されました。メバチ、キハダ及びカツオに関しては、現行措置の 2 年間の延長が合意しました。

北太平洋漁業委員会 (NPFC) では、平成 29 (2017) 年 7 月に公開でマサバを漁獲する遠洋漁業国・地域の漁船の許可隻数の増加禁止（沿岸国の許可隻数は急増を抑制）が合意されました。また、平成 30 (2018) 年 7 月に、サンマの洋上投棄禁止及び小型魚の漁獲抑制の奨励について、現行の資源管理措置に追加されることが合意されました。引き続き、将来的なサンマ資源の減少に対する我が国の懸念を強く訴え、漁獲量の適切な制限等、資源管理措置の更なる強化を働きかけていきます。

④ 捕鯨をめぐる新たな動き

IWC (国際捕鯨委員会) は、国際捕鯨取締条約の下に設置された、「鯨類の保存」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という 2 つの目的を持った資源管理機関ですが、鯨の持続的利用を支持する国と反捕鯨国との間の長年にわたる対立から、鯨の管理についても保護についても決められない状況が続いています。

平成 30 (2018) 年 9 月に開催された IWC 第 67 回総会では、我が国は、鯨と捕鯨に対する基本的な立場を異にする加盟国が IWC の中で「共存」できることを目指した IWC 改革案を提案しましたが、鯨の保護のみを重視し、持続的利用の必要性を認めない国々からの歩み寄りは見られず、我が国の改革案は否決され、そこに至る議論で、異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなりました。以上のような経緯に鑑み、

我が国は、IWC 加盟国としての立場の根本的な見直しを行い、あらゆるオプションを精査した結果、IWC からの脱退を決定しました。

令和元（2019）年6月30日に脱退の効力が生じ、同年7月から、我が国は、EEZ 内で、十分な資源が存在することが明らかになっているミンクジラ、イワシジラ、ニタリクジラを対象とした捕鯨業を再開する予定です。

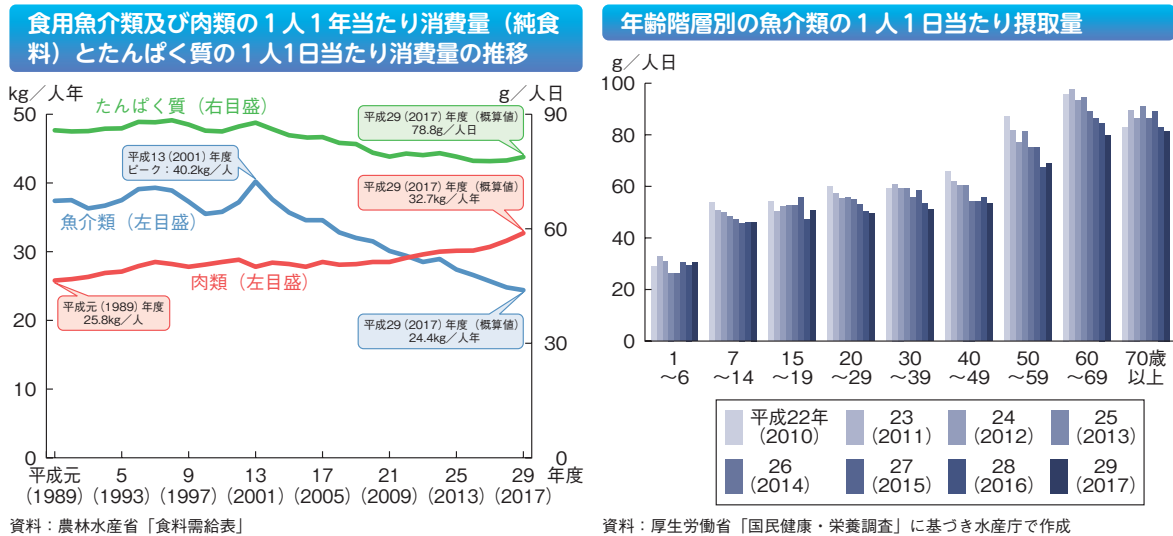
4 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

① 水産物需給の動向

平成 29（2017）年度の水産物の国内消費仕向量は 737 万トンで、平成 19（2007）年度と比べ、需給規模は 23%縮小しました。食料自給率は、前年度から 1 ポイント減少して 55%となりました。

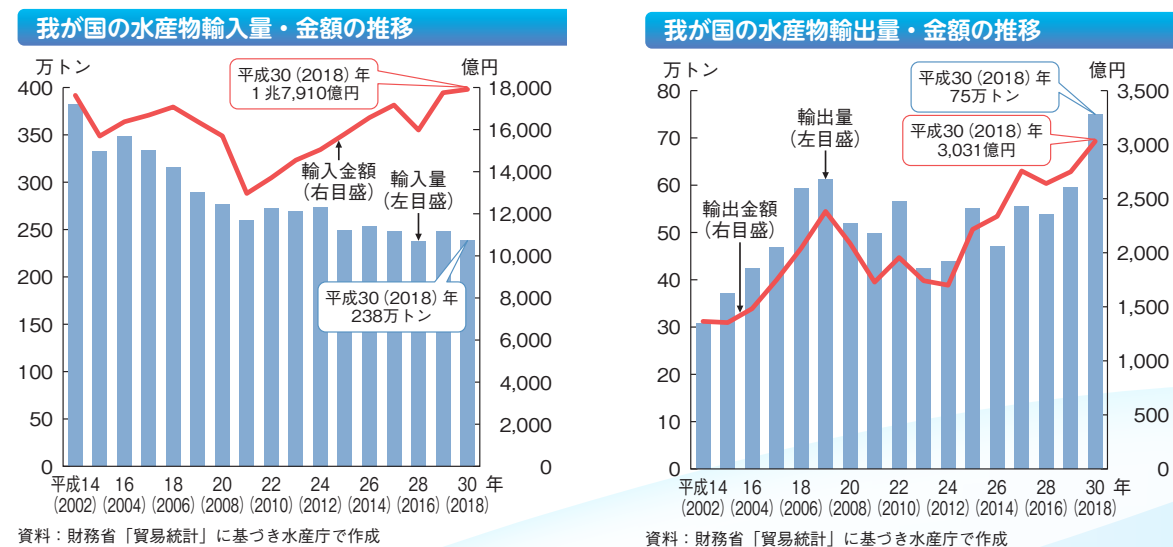
② 水産物消費の状況

平成 29（2017）年度の食用魚介類の 1 人 1 年当たり消費量は、24.4kg（概算値）でした。世代別には 40 代以下で顕著に少なくなっていますが、近年では、50～60 代の摂取量も減少傾向にあります。一方で、20 歳未満では摂取量が横ばい傾向にあります。



③ 水産物貿易の動向

平成 30（2018）年の水産物輸入量は前年から 4%減少して 238 万トン、輸入金額は 1%増加して 1 兆 7,910 億円となりました。同年の水産物輸出量は、前年から 26%増加して 75 万トン、輸出金額は 10%増加して 3,031 億円です。



5 安全で活力ある漁村づくり

漁港・漁村における防災機能の強化と減災対策の推進を図っていく必要があることから、集落の多重防護、粘り強い構造を持つ防波堤や高台への避難路の整備等を推進しています。加えて、平成 30（2018）年の北海道胆振東部地震をはじめとした度重なる大規模な自然災害の発生を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策として、拠点漁港における防波堤等の強化や、荷さばき所等の浸水対策、高潮対策等を推進し

ていきます。

また、漁村地域において伝統的な生活体験や地域の人々との交流を楽しむ「渚泊」を推進するため、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組等のソフト対策や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業・農村漁村体験施設等のハード対策を支援していくこととしています。

6 東日本大震災からの復興に向けた動き

被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が積極的に進められてきましたが、いまだ復旧・復興の途上にある地域・分野もあり、国では引き続き被災地の水産業の復旧・復興に取り組んでいます。

水産物の放射性物質モニタリングでは、基準値を超える放射性セシウムが検出された検体は、時間の経過とともに減少する傾向にあります。基準値超過検体数は、海産種では、福島県では平成 31 (2019) 年 1 月に 1 検体のみ (3 年 10 か月ぶり) となっており、同県以外では平成 26 (2014) 年 9 月以降、基準値超えの検体はみられていません。

福島県沖では、モニタリングの結果を踏まえて試験操業・販売が実施されており、対象魚種は全ての魚介類 (出荷制限魚種を除く。)、漁獲量は平成 30 (2018) 年には 4,010 トン (速報値) まで徐々に増加しており、福島県の本格的な漁業の再開につながる事が期待されます。

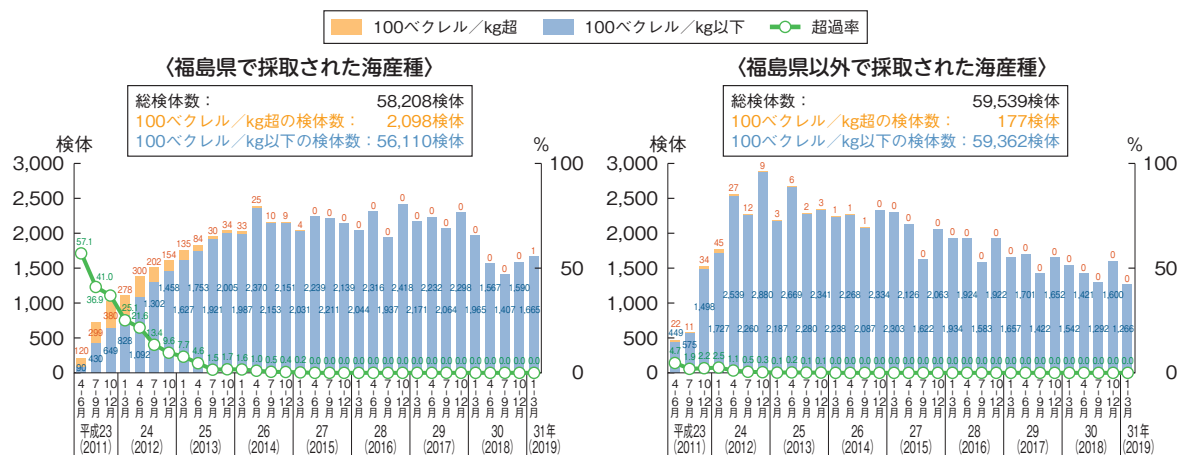
我が国の水産物の安全性については、海外に向けても適切に情報提供を行っていくことが必要です。水産庁では、英語、中国語及び韓国語の各言語で水産物の放射性物質モニタリングの結果を公表しているほか、各国政府等に対し、調査結果や水産物の安全確保のために我が国が講じている措置等を説明し、輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを続けています。

この結果、東電福島第一原発の事故直後に輸入規制を講じていた 53 か国・地域 (うち 18 か国・地域は一部又は全ての都道府県からの水産物の輸入を停止) のうち、30 か国は平成 31 (2019) 年 3 月末までに輸入規制を完全撤廃し、輸入規制を撤廃していない国・地域についても、規制内容の緩和が行われてきています。

平成 25 (2013) 年 9 月以降、福島県等計 8 県の水産物の輸入を全面的に禁止するなど規制措置を強化した韓国については、平成 27 (2015) 年より、WTO 協定に基づく紛争解決手続を開始しました。平成 30 (2018) 年 2 月、韓国は、WTO / SPS 協定に従って措置を是正するよう勧告する内容の報告書を公表したパネルの判断を不服として、同年 4 月に WTO 上級委員会へ申立てを行いました。平成 31 (2019) 年 4 月 12 日、上級委員会は報告書を公表し、パネルの判断の一部を取り消したものの、日本産食品の安全性についてはパネルの判断を取り消しませんでした。

日本産農林水産物・食品に対して、輸入規制措置を継続している国・地域に対しても、我が国の食品の安全性及び安全管理の取組を改めて説明しつつ、引き続き輸入規制の撤廃・緩和を求めていくこととしています。

水産物の放射性物質モニタリング結果 (平成31 (2019) 年3月末現在)



編集後記 窓辺のカーテン

今月号は「平成30年度水産白書」を紹介しました。今回の水産白書では、先般の漁業法改正を含む「水産政策の改革」について記述するとともに、特集として、「水産業に関する人材育成」の方向性について考察・記述しました。是非、ご一読いただき、水産に対するご理解を深めていただければと思います。

「漁政の窓」では、今後も皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 漁政の窓

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>